

2016年5月16日

株式会社道北エナジー  
代表取締役 坂本 元靖 様

一般社団法人 北海道自然保護協会  
会長 在田 一則

(住所：060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目加森ビル)  
電話：001-251-5465



### 増幌・樺岡・川西・川南・芦川・豊富山・勇知の7風力発電事業の 環境影響評価準備書に対する意見

私たちは、2014年7月、株式会社道北エナジーによる道北中央風力発電事業計画段階配慮書に意見を述べ、それらが3つの方法書（5事業）に分けられた方法書段階の2015年1月、それぞれの方法書に対する意見を述べた。同様に、2014年7月、道北北西部風力発電事業計画段階配慮書に意見を述べ、それに連続する勇知発電事業方法書に対して2015年1月、意見を述べた。他方、上記とは別の時期に公表された樺岡風力発電事業の配慮書と方法書（2015年8月）に関して、当会は意見を述べないできた。ただし、地域的に樺岡風力発電事業の予定範囲に包含される天北風力発電事業（関連事業者：株式会社天北エナジー）の準備書に対しては、2014年6月、別途、意見を述べている。

今回、以上の7事業に関する個別の準備書が同時に示されたが、各準備書が同じ資料を多数使用していること、そして記述表現や論理展開もほとんど同じであることから、私たちは、一つの意見にまとめて提出する。しかし、私たちの意見は、同じ事業者による7事業の準備書それぞれに対して個別に提出するものであるため、そのように取り扱っていただきたい。

#### 総論

風力発電事業は、私たち国民・道民・地域の方々にとって重要な生活環境と自然環境に大きな悪影響を及ぼすことが危惧される。その点で、風力発電事業に関する環境影響評価は極めて慎重に行われる必要がある。しかし、7事業の準備書すべてにおいて、私たちが配慮書と方法書の段階で問題視してきた論理的かつ科学的に見た上での欠陥がまったくクリアされないまま、多くの指摘内容が無視されている。したがって、7事業の準備書すべてにおいて、風力発電事業を推進する立場から影響が少ないことの論理的・科学的証明ではなく、事業推進の主張に終始しており、生活環境と自然環境を守る姿勢が非常に少ないと判断せざるをえない。このままでは、将来において、7事業が健康被害と自然破壊という大きな環境問題を引き起こしてしまうと、私たちは大きな危惧を抱いている。国民・道民・住民の立場から生じる危惧に対して、本来の環境影響評価では、種々の危惧に対する明解な解消方法、健康被害と自然破壊の明解な回避方法が示されなければならない。

各準備書では、諸所で影響を低減したという環境保全措置を講じたことが記述されており、環境保全措置として、例えば、騒音及び超低周波音に関しては、風力発電機の配

置位置を可能な限り離隔したから影響を低減できる、その効果は確実とする旨が記されている。しかし、その離隔距離はほんのわずかであり、後述するように、事前の環境保全措置が講じられたと言えない。

また、国内の風力発電事業における従来の事後対策として、悪影響が生じた居住宅に対してアルミサッシ設置や風車の稼働制限または停止等の事後対策が多少とも認められるが、これら小手先の事後対策では、住民に及ぼされた悪影響が根本的に解決されない事例が多い。健康被害によって元来の土地に住めなくなる場合、居住宅の財産価値が大幅に低下し、他所に住宅を移転しなければならない場合などの悲惨な事態に対して、風車建設後の事後対策によって、住民が救われた例はほとんど認められず、被害者の泣き寝入りに終わる現状がある。

したがって、風力発電事業者の責任は極めて大きいことが明白である。そのため、風力発電事業の準備書では、何よりも先んじて、健康被害や自然破壊など、住民生活や国民・道民の財産である自然に支障が生じた場合は、「事業者が全責任を取る」と明記しなければならない。それに関連して、風力発電事業を推進する経済産業省や事業を誘致する地元市町村などにも責任があるが、第一に、事業者の責任が最も大きいことが準備書に明記されなければならない。

また、準備書における環境保全措置では、事前に悪影響を完全に回避する環境影響評価を示す必要があるにもかかわらず、影響が少ないから規模の縮小や風車の位置を変更しなくても良いとの結論があり、悪影響を事前に回避しようとする姿勢は非常に少ない。そのため、7事業の環境影響評価は、私たちの危惧を解消するように、改めて真摯に行う必要がある。さらに、事後対策の具体的内容がまったく記されていない。住民の財産保障を含んで、事後対策の内容を準備書に明記しなければならない。ところが、準備書に記された事後調査には、騒音及び超低周波音と風車の影の項目が欠けており、非常に大きな問題である。以上について、事業者が準備書に明記できない、あるいは事後対策を実施しないというのであれば、計画を中止しなければならない。

今回の意見書は、とくに騒音・超低周波音・風車の影による健康被害の回避に論点を絞って問題点を指摘する。それは、2km 範囲内の近距離に多数の居住宅があることから、また、2つ以上の事業実施予定地、すなわち2つ以上の稜線に挟まれ、しかもそれらの風車群から近距離の範囲に多数の住民が生活することから、健康被害などの悪影響が多々生じる危険性が高いと危惧するからである。各準備書では、この危惧がまったく解消されていないのである。

#### 各論 1. 騒音及び超低周波音の調査、予測及び評価の手法について

私たちは、樺岡を除く6事業の方法書（増幌 259~260 頁、川西・川南 280~281 頁、芦川・豊富山 278~280 頁、勇知 240 頁）に対して意見を述べた。以下に、それらを再掲し、私たちの意見に対する準備書に示された事業者見解の問題点を列記する。

私たちの第一の意見は、『超低周波音の測定、評価において、上記のうち「G 特性」は、「聞こえない音は健康被害をもたらさない」という医学的根拠に基づかない判定基準であり、超低周波音領域を「聞こえない音圧」レベル領域として評価の対象から除外する。そのため、「G 特性」に基づく評価は許されることではない。そこで、各調査地点での現況

値、および風車からの予測値について、超低周波音領域では ISO-7196 に記載された G 特性による「周波数重みづけ」を使ったデータ処理・評価は採用してはいけない。また、「G 特性」算出の基とされる「感覚閾値直線」による判定も医学的根拠に基づかないので、採用すべきではない。なお、可聴音領域で利用されている「A 特性」での処理は、論外であるので、採用してはいけない。』であった。

それに対する事業者見解は、『超低周波音の測定、評価については、G 特性は聞こえない音も含めた感覚閾値を元に心理的・生理的影響の評価特性として設定されたものであり、評価に採用するのは妥当であると考えます。』であった（増幌 270 頁、川西 284 頁、川南 268 頁、芦川 260 頁、豊富山 248 頁、勇知 252 頁）。しかし、この見解は、医学的根拠に基づかない評価方法を採用する考えを強調しており、重要なことは、国内外で健康被害を生み出してきた事実を無視しており、健康被害者を生み出さない評価方法を採用しないことである。

私たちの第二の意見は、『超低周波音による影響を避けるためには、住民・道民に向けて、加工しないデータに基づく説明を十二分に行う必要がある。そのためには、音源条件に関する詳細な情報（選定予定の機種ごとの仕様）はもちろん、音響特性としての音響パワーレベルの算出値とその算出過程、ならびに、それらの基となる測定諸条件ごとの実測データを公開する必要がある。』であった。

それに対する事業者見解は、『超低周波音の音響特性については、音源条件に関する詳細な情報、音響パワーレベルの算出値、音響パワーレベルの算出過程、測定条件ごとの実測データを公開するように努め、メーカーから入手できたものについては、準備書に記載しました。』であった（増幌 270 頁、川西 284 頁、川南 268 頁、芦川 260 頁、豊富山 248 頁、勇知 252 頁）。

しかし、設置予定の風力発電機は、定格出力が 3,000kW 級（最大 3,600kW）と記され（増幌 22 頁、川西 31 頁、川南 24 頁、芦川 25 頁、豊富山 22 頁、勇知 23 頁）、準備書段階であっても風力発電機の仕様が未確定であり、しかも、当初仕様を明示しなかった勇知を除く 6 事業では、方法書段階での 3,200kW から最大 3,600kW に大型化していることを上記において説明していない。そのため、とくに『測定条件ごとの実測データを公開するように努め、メーカーから入手できたものについては、準備書に記載しました。』との事業者見解は、機種と定格出力が確定しない段階でのデータに基づくので、まったく科学的根拠を持たず、論理的に極めて大きな矛盾となる。

上記のように、準備書段階であっても風力発電機の機種や仕様が明示されないことに加えて、準備書には詐欺的なトリックとも言える大きな誤魔化しが認められる。風力発電機の仕様、すなわち音源条件の詳細な情報について、定格出力 3,000kW 級（最大 3,600kW）、ローター直径 112m、ハブ高 88m と表示されながら（増幌 22 頁、樺岡 23 頁、川西 31 頁、川南 24 頁、芦川 25 頁、豊富山 22 頁、勇知 23 頁）、定格出力とローター直径の備考欄に「現時点の採用候補機の中で最大の値」との記述があり、一方で、ハブ高の備考欄には上記を書いた他に『ただし、騒音の予測においては、安全側の予測のため採用候補機の中で最も低い 80m を用いた。』と記されている。以上のことは、ハブ高 88m の機種（大型）の騒音データにハブ高 80m の機種（より小型）のデータをつぎはぎしたことを意味すると判断されるので、根本的に重要なデータの使用を間違えており、それに基づく騒音や超低

周波音の予測・評価はまったく信頼できないことになる。しかも、以上のことは、備考欄に「何気なく付記する」ことによって済む軽微な内容ではない。したがって、騒音・超低周波音の予測と評価で最も重要な基礎データに関して、遅くとも準備書段階では機種や仕様を明確に示し、それに基づく予測・評価がなさなければならない。以上のように、根本的に大きな問題を持つ準備書を提出した事業者の姿勢は厳しく糾弾されなければならない、上記の理由だけでも準備書のやり直しが必要と言わざるをえない。

私たちの第三の意見は、『「現況値」と「風車からの予測値」との比較では、1/3 オクターブバンド別に平坦特性でグラフ化する必要がある。そのことによって、現況の音環境からの変化を厳密に確認することができる。そのようにすると、必要な対策を示すことができるはずであるので、その対策について明示していただきたい。』であった。それに対する事業者見解は、平坦特性でグラフ化したなどの比較的長文の回答を記しているが（増幌 270 頁、川西 284 頁、川南 268 頁、芦川 260 頁、豊富山 248 頁、勇知 252 頁）、問題は、第二で述べたように、機種と定格出力が不明確であるので、その段階での回答は机上の空論を述べたことになる。

私たちの第四の意見は、『方法書における「累積的な影響を予測した場合において、騒音は予測結果と環境基準の整合が図られているかを検討する。超低周波音は、環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する」（280 頁）の累積的影響に関する記述に対して、調査・予測・評価の方法が具体的に示されておらず、調査しない場合があることを記しているの、極めて無責任と言わざるをえない。この累積的影響は必ず調査・予測・評価しなければならない。』であった。

それに対する事業者見解は、『騒音・超低周波音について、本事業では、計画地周辺における既設や計画中の風力発電施設に関しても、事業計画が明らかなものについては累積的影響を踏まえて予測・評価を行いました。』と回答している（増幌 270 頁、川西 285 頁、川南 269 頁、芦川 260 頁、豊富山 248 頁）。しかし、ここでも、事業における風力発電機の仕様が不明確な段階で、予測・評価が行われたとは決して言うことができない。累積的影響の予測・評価に関する詳細については、この意見書において別途、後述する。

## 各論 2. 騒音及び超低周波音の調査範囲と影響の及ぶ範囲について

私たちは、6 事業の方法書（増幌 132 頁と 314 頁、川西・川南 155 頁と 344 頁、芦川・豊富山 148 頁と 348 頁、勇知 287 頁など）に対して以下の意見を述べた。それに対する事業者見解は、国内外で生じた健康被害が及ぶ距離範囲の実態を無視して、指摘項目に対して回答せず、観点をずらした回答に終始している。

騒音及び超低周波音の調査範囲・影響の及ぶ範囲に関して、権岡を除く 6 事業に関する私たちの意見は『風車から発生する低周波音・超低周波数音などによる影響は、国内において、風車の規模（定格出力）700~1,500kW の風車での健康被害例が約 2.5km までの範囲に知られており、定格出力が増大すると、その影響が及ぶ範囲はさらに遠距離に及ぶことが国内外から指摘されている。この事業計画は風車の出力が約 2,000~3,200kW とされるので、健康被害者を生み出さない予防原則の立場からは、少なくとも 3~4km の範囲の悪影響を考慮すべきである。3 つの方法書に示された事業計画は、事業ごとに見ても風車の大型化および発電所のウィンドファーム化が顕著であり、そうしたウィンドファームが 5 つも

並ぶ、国内で過去に経験がない大規模な事業計画である。そのような風力発電事業において風車群からの騒音及び超低周波音などの影響もまた、過去の経験がない。その点で、騒音および超低周波音などの影響は計り知れないものであると考えなければならない。この状況において、予防原則を最も重視し、調査範囲を広く設けることが最善策と考える。ところが、配慮書段階から今回の方法書まで、過去に苦情などが発生した距離（環境省, 2010）が最大 1.5km であったことを根拠にして、調査地域を 2km と設定したと記している。しかし、この判断は、風車の出力が小さく、ウィンドファーム化が顕著でなかった時点、10 年以上も過去の根拠であり、大型化・ウィンドファーム化・複数のウィンドファーム併存が顕著な事業計画にそのまま適合させることはできないと考えるのが論理的である。したがって、調査範囲は、繰り返すが、少なくとも 3~4km の範囲に設定すべきである。』であった。また、勇知方法書に関しても、影響が及ぶ距離範囲に関してほぼ同じ意見を述べ、『健康被害を生み出さない予防原則の立場からは、少なくとも 3~4km の範囲の悪影響を考慮すべきである。』と指摘した。

それに対する事業者見解（増幌 270~271 頁、川西 285 頁、川南 269 頁、芦川 260~261 頁、豊富山 248~249 頁、勇知 252~253 頁）は、『騒音及び超低周波音は、その発生源である風車からの距離が大きくなることに伴い減衰するものであることから、予測及び評価は、直近の居住宅等を優先して行うこととしています。予測の結果、直近の居住宅等において騒音又は超低周波音による環境影響が懸念される場合には、適切な環境保全措置を実施することにより、それよりも影響が小さいと考えられる居住宅についても、環境保全が図られるものと考えています。』であった。

しかし、この見解には、風車の定格出力が大型化するにつれて影響の及ぶ範囲が拡大することについてまったく回答していない。とくに、準備書において最大 3.600kW と方法書段階からさらに大型化した風車に変更したことは、その影響が及ぶ範囲がさらに拡大する危険性がある。私たちは、距離によって影響が減衰することは知った上で、影響が及ぶ範囲の問題点を指摘し、3,000kW 級の風車群では 2km の調査範囲では少なすぎ、少なくとも 3~4km の範囲での悪影響を予測、評価すべきと指摘したにもかかわらず、その距離範囲に関して、回答がまったくなされていない。さらに、国内の健康被害例では、建設後の事業者による事後対策によって、健康被害が救われた例は認められない。他方、予防原則に関してはまったく反論・回答がないことは、予防原則を否定しなかったことになる。以上のように、事業者回答には、騒音及び超低周波音による健康被害の危険性に関して、事前に回避する姿勢はまったく認められない。

### 各論 3. 風車の影について

権岡を除く 6 事業の方法書（増幌 314、453、370、393 の各頁、川西・川南 344、400、420 の各頁、芦川・豊富山 348、387、427、430 の各頁、勇知 283 頁）に対して、私たちは、以下の意見を述べた。すなわち『風車の影（シャドウフリッカー・ストロボ現象）の影響は、低周波音・超低周波音と同程度またはさらに遠距離に及んで、健康被害を生じさせる事例が知られている。そのため、配慮書でも方法書でも何故、1km 以内だけで影響を評価するのか、科学的論理的に説明しなければならない。この点に関して配慮書に対する一般意見を述べたところ、2004 年の 1 つの海外文献を論拠に、ブレードの 10 倍、すなわち 1km

で良いとの事業者見解が示されている（芦川・豊富山 348 頁、川西・川南 344 頁、増幌 314 頁、勇知 283 頁）。しかし、前項の超低周波音の場合と同様に、発電所の出力増加やウィンドファーム化が進んだ現状において、その根拠が適合するかの正当性については、他の多くの文献に基づいて詳細かつ科学的な説明が必要であり、私たちが把握している根拠を考え合わせると、予防原則を重視して、超低周波音と同様に、少なくとも 3~4km の範囲で調査・予測・評価すべきである。』であった。

それに対する事業者見解は、配慮書や方法書の段階とまったく同様に、一つの同じ文献（ローター直径の 10 倍の距離が適切とするドイツの文献）を再掲するに留まっている（増幌 271~272 頁、川西 286 頁、川南 270 頁、芦川 261 頁、豊富山 249 頁、勇知 253 頁）。ご丁寧なことに、私たちの意見書にあるシャドーフリッカー効果とストロボ効果が違うことを解説しながら、しかし、それらによる健康被害の実態とそれらの予防原則についてはまったく言及していない。しかも、『シャドーフリッカー現象は一般的に「狭い窓の開口部を通してフリッカーが現れ、建物内部でのみ生じる。」ものを指しています。』と解説している。しかし、鳥取県のガイドラインでは、住宅又は農地などへ支障を及ぼす恐れが記述されており、屋内だけではなく屋外で農作業などに従事する際にも影響があることが指摘されている。また、『方法書時点では、上記の通り 1km の範囲としましたが、他国の事例等を踏まえ予測範囲は 2km にしました。』との新たな事業者見解がある。しかし、他国の事例など実際の健康被害例が十分に説明されていない。他国の風車の影に関する予測範囲は、実際には、デンマークのように 2km とする場合のほか、2km 未満とする場合や、アメリカ合衆国のように風力発電設備の可視領域内（風車が見える範囲）の遠距離とする場合がある。したがって、他国を参考にしたとしても、風力発電事業を進める立場から都合の良い部分だけ利用しており、風車の影による健康被害を回避する姿勢がまったく示されていない。

ところで、諸外国のシャドーフリッカーに関する指針として、ドイツ（ノルトライン・ヴェストファーレン州など）における『実際の気象条件を考慮しない場合で、年間 30 時間かつ 1 日 30 分をこえないこと、実際の気象条件を考慮する場合で、年間 8 時間を超えないこと』、デンマークの『実際の気象条件を考慮する場合で、年間 10 時間を超えないこと』、ベルギー（ワロン地域）の『年間 30 時間かつ 1 日 30 分を超えないこと』、オーストラリア（ビクトリア州）の『年間 30 時間を超えないこと』などが知られる。

これらの指針と比較すると、7 事業の準備書のシャドーフリッカーに関する予測・評価はほとんど悪影響を回避しているとは言えない。7 事業の準備書では、年間 30 時間かつ 1 日 30 分を超えない指針を用いて予測されているが、増幌（598~616 頁）では 1 日 30 分を超える 1 軒があること、樺岡（591~610 頁）では年間 30 時間を超える 8 軒と 1 日 30 分を超える 4 軒があること、川西（685~718 頁）では年間約 46~52 時間となる 2 地点と 1 日 38 分となる 1 地点があること、そして累積的影響として年間約 38~41 時間となり 1 日でも 39 分となる地点があること、川南（637~651 頁）でも年間約 32~34 時間となる 3 軒があること、芦川（645~660 頁）では年間 30 時間以上の 10 軒とそのうち 4 軒が 1 日 30 分以上になること、豊富山（551~564 頁）では指針を超える居住宅はないこと、勇知（575~589 頁）では年間 30 時間以上となる 35 軒とそのうち 1 日 30 分以上となる 24 軒があることがそれぞれ記されている。

問題は、上記のようにみずから示した指針に合致しない居住宅が多数に及ぶ事実があることであり、それにもかかわらず、その事実を無視して風力発電計画を進めることである。したがって、事業者は、改めて、みずからの指針に合うように配置計画を見直すか、風車の基数を減少させなければならない。また、デンマークのような厳しい指針、あるいはアメリカ合衆国のような広い予測範囲を用いるならば、風車の影による悪影響が生じる危険性のある居住宅は、さらに多数挙げられることになる。

#### 各論 4. 騒音及び超低周波音などや風車の影の影響を受ける危険性が高い住居や施設について（その 1：勇知を除く 6 事業）

勇知を除く 6 事業の方法書（芦川・豊富山 148~154 頁と 427~430 頁、川西・川南 150~155 頁と 420 頁、増幌 132~137 頁と 392~393 頁）に対して、私たちの意見は以下の通りであった。すなわち『騒音および超低周波音や風車の影の影響を受ける住居や施設などに関して以下のように記している。「居住宅」は、芦川：0~0.5km に 3 戸、0.5~1km に 8 戸、0~2km に 41 戸、豊富山：0~0.5km に 2 戸、0.5~1km に 2 戸、0~2km に 14 戸（以上、芦川・豊富山 148 頁）。（中略）上記と同じ頁において、風車から 2km 以内において住居、学校、病院、福祉施設等がまとまって存在する「住居地域等」は除外したとして、風車想定位置（風車が建設される実施区域の尾根部）から 2km の範囲にある住居地域、学校、病院、福祉施設等について、芦川では存在しない、豊富山では約 600m に豊富温泉がある、（中略）とそれぞれ記している。（中略）方法書では、騒音および超低周波音に関して環境影響が懸念される内容の総括評価として、「住居地域、学校、病院、福祉施設等は 2km 以上の距離を確保したから、影響を回避・低減されている。2km 以内の居住宅については、想定区域から実施区域への絞り込みにより（居住宅の数が減少したことを示して）影響が回避・低減されている。」と記している（芦川・豊富山：429~430 頁）。また、風車の影については「住居地域等」が 2km 以上の距離を確保しており、1km 以内の「居住宅」については、区域の絞り込みにより境影響の回避・低減が図られている旨をそれぞれ記している（芦川・豊富山 427 頁）。しかし、そもそも「居住宅（住居が散在する場合）」と「住居地域（住居がまとまっている場合）」の区分は、住民の健康被害を考える上ではまったく無意味であり、本来、平等であるべき人々を平等に扱わない点で大きな問題となる。この区分は、風車から 2km の距離を確保するため事業者がみずから利する概念として造語したものと判断できる。2km の距離範囲に限っても、実施区域の周辺すべてに居住宅があり、（中略）想定区域から実施区域への絞り込み（居住宅の数が減少したこと）によって実施区域とその周辺における影響がなくなるはずがないので、実施区域とその周辺における環境影響の回避・低減されているとの記述は、非常に大きな詭弁である。さらに、豊富では、約 600m の距離に多数の人々が宿泊する豊富温泉がある。以上の 2km 以内の範囲は、事業者みずから影響が懸念されると認めているので、5 事業すべての実施区域が風力発電事業候補地として不適格であることを明示している。以上に加えて、健康被害が危惧される範囲、風車から 3~4km の範囲で居住地を確認する必要がある。そうした場合に、居住宅と言おうと住居地域と言おうと、住宅がどの程度認められるか明示する必要がある。各方法書では、風車から 0~0.5km、0.5~1km、そして 0~2km の範囲のそれぞれに何戸の居住宅があるかを示しているが、さらに 1~1.5km と 1.5~2km の範囲での戸数を詳細に明らかにして

から0~2kmの合計値を示すのが良く、その上で2~3kmと3~4kmの範囲の戸数を加えるべきである。以上の事業計画の風車群は人々が生活する多数の居住宅などに近接していることから、超低周波音や風車の影などによる健康被害、重大な環境影響が大いに危惧される。それぞれの方法書では、それを防ぐための予防原則による調査方法を明示するとともに、健康被害が生じた場合の責任を誰が負うのかまで、具体的に明記すべきである。騒音および超低周波音、そして風車の影から考察すると、以上の地域は、すべてが風力発電事業の候補地として不適格であると判断するのが論理的であり、計画中止が最良の対策となる。』であった。

以上に対する事業者見解は、まず、『ご指摘にあります「居住宅（住居が存在する場合）」と「住居地域（住居がまとまっている場合）」の区分に関しては、事業者として両者を不平等に扱う意図は決してございません。「住居地域（市街地）」に関しては、その範囲に要配慮施設が存在する場合があること、経済産業大臣意見で「市街地」について対象事業実施区域から除外、かつ可能な限り距離を確保することが求められたことにより、方法書の中では「居住宅」と「住居地域」を区分しました。しかしながら、事業者としては両者に対して生活に支障をきたすような環境影響が生じないように、準備書では調査、予測及び評価を適切に行ってまいりました。』とある（芦川 261 頁、豊富山 249 頁、川西 285 頁、川南 269 頁、増幌 271 頁）。

しかし、事業者みずから悪影響が及ぶ危険性のある距離を考慮して2kmを調査しているので、2km以内にある多数の居住宅については、その範囲の住民の健康被害を完全に無視しており、いくら『意図がない』と述べても、明らかに住民を不平等に扱っている。また、600mの距離にある豊富温泉は住居地域（市街地）であるので、『市街地を除外する』とした基本的考え方に反している。したがって、上記の回答は、無責任極まりないものと言える。

また、事業者見解は、『また、第4章の評価につきましては、ご指摘にありますように、事業実施想定区域から事業実施区域への絞り込み（居住宅の数が減少したこと）のみによって、対象事業実施区域とその周辺における影響がなくなるわけではなく、区域の絞り込みによって少なからず対象事業実施区域からの距離が確保されたことによって、対象事業実施区域とその周辺における居住宅への影響が回避・低減されているとしております。』であった（芦川 261 頁、豊富山 249 頁、川西 285 頁、川南 269 頁、増幌 271 頁）。

しかし、実際に事業者みずから影響が及ぶ危険性があるとした2km調査範囲内に多数の居住宅がある事実から、その住民への影響が回避・低減されているとは決して言うことができない。悪影響は、風車を中心に考えるのではなく居住宅・住民を主体にして考えなければならないが、事業者には、その視点が欠け、風車を主体に考えている。したがって、上記の事業者回答は、苦し紛れの言い訳で国民や住民を誤魔化す詭弁に過ぎず、健康被害を回避する真摯な回答となっていない。

さらに、事業者見解は、『本準備書では、第2章に記載した通り風力発電機の配置検討にあたり現地調査結果及び想定される環境影響を踏まえて配置計画及び方法書段階で設定した対象事業実施区域の見直しを行い、計画段階での騒音及び低周波音を含む事前予測を行っています。』と続いている（芦川 261 頁、豊富山 249 頁、川西 285 頁、川南 269 頁、増幌 271 頁）。



しかし、『区域の見直し』をしたのであれば、2km 以内の居住宅と 600m にある豊富温泉への影響を回避するには、それらに悪影響の及ぶ可能性があるという 2km の距離範囲外に風力発電施設を遠ざける必要がある。したがって、健康被害を回避するように、区域の見直しをしたとは決して言うことができない。

さらに、風車の大型化・ウィンドファーム化などによる健康被害の増大回避のため、私たちは『方法書段階で 3~4km の範囲で居住宅を確認する必要がある』との意見を述べたが、それにはまったく回答しないまま、風車の仕様を 3,200kW を最大とした方法書段階から突然、準備書段階で最大 3,600kW に変更され、風車の大型化・ウィンドファーム化が一層進められている。ここには、国民・住民の意見に真摯に回答しない姿勢が明らかであり、事業者は環境保全・健康被害回避を目的とした環境影響評価の趣旨を完全に無視していると言わざるを得ない。

#### 各論 5. 騒音及び超低周波音などや風車の影の影響を受ける危険性が高い住居や施設について（その 2：勇知風力発電事業）

勇知方法書（338 頁と 364 頁）に対する私たちの意見は、以下のように、調査範囲と影響の及ぶ範囲について上記 6 事業とほぼ同じ内容の問題点を指摘した。すなわち、『方法書 338 頁と 364 頁において、騒音および超低周波音や風車の影の影響を受ける住居や施設などに関して、実施区域から 0~1km の範囲に 2 箇所の市街地があり、住宅 71 戸、学校、病院、福祉施設等は 4 箇所存在すること、そして 1~2km の範囲にさらに 7 戸の住宅があり、2km 以内に 78 戸の住宅があることが述べられている。338 頁ではその後に、これらの施設は騒音および超低周波音の影響を受ける可能性がある」と記している。ところが、両頁のそれぞれにおいて、騒音および超低周波音については「大部分が 2km 以上の距離を確保しており、区域の絞り込みにより住居等への環境影響の回避・低減が図られている。」、風車の影については「大部分が 1km 以上の距離を確保しており、区域の絞り込みにより住居等への環境影響の回避・低減が図られている。」とそれぞれ記している。しかし、まず、上記の記述は、方法書に示された上記内容から、「大部分が十分な距離を確保している」とは決して言えず、実際に示された数値と矛盾している。また、「可能な限り風車と住居等の離間距離を確保する」との記述は、実際に 2km 以内の距離に多数の住居などが存在するので、まったくの空約束となる。さらに、総論 1 で既述したように、想定区域からの絞り込みによって実施区域とその周辺における影響がなくなるはずがないので、実施区域とその周辺における環境影響の回避・低減が図られるとの記述は、極めつきの詭弁でしかない。ちなみに、風車が建設される尾根筋から住宅への距離ではなく、逆に、実施区域の周辺にある各住宅から 2km の円を描くと、実施区域の大半が 2km 範囲に収まり、実施区域が風車建設予定地として不適格であると考えられる。他方で、健康被害が危惧される範囲、風車から 3~4km の範囲で居住地を確認する必要がある。そうした場合に、居住宅と言おうと住居地域と言おうと、住宅がどの程度認められるか明示する必要がある。各方法書では、風車から 0~0.5km、0.5~1km、そして 0~2km の範囲のそれぞれに何戸の居住宅があるかを示しているが、さらに 1~1.5km と 1.5~2km の範囲での戸数を明らかにしてから 0~2km の合計値を示すのが良く、その上で 2~3km と 3~4km の範囲の戸数を加えるべきである。この計画では、住宅や施設が風車群に近接していることから、超低周波音や風車の影などによ

る健康被害、重大な環境影響が大いに危惧される。したがって、まとまった市街地や住宅地ではなく個々に離れた住宅であっても、風車群から3~4km以内の距離にある場合は、健康被害が生じる危険性が高い。方法書では、健康被害を事前に防ぐための調査・予測・評価の方法を明示するとともに、健康被害が生じた場合の責任を誰が負うのかまで、具体的に明記すべきである。』であった。

以上の勇知方法書に対する私たちの意見に関して、事業者見解は、定格出力の増大に応じて3~4kmの範囲を考慮すべきという私たちの意見に対しては、各論2で既述したように、6事業と同様、私たちの意見への無回答、すなわち無視がある(252~253頁)。その上で、区域の絞り込みによって影響が回避されないという私たちの意見に関する事業者見解は(253頁)、『第4章の評価につきましては、ご指摘にありますように、事業実施想定区域から対象事業実施区域への絞り込み(居住宅の数が減少したこと)のみによって、対象事業実施区域とその周辺における影響がなくなるわけではなく、区域の絞り込みによって少なからず対象事業実施区域からの距離が確保されたことによって、対象事業区域とその周辺における居住宅への影響が回避・低減されているとしております。』であった。

しかし、広大な想定区域を考えた配慮書段階から方法書段階への『絞り込み』によって、風車群から近距離にある居住宅の数は減少したとしても、勇知風力発電所から近距離にある多数の居住宅と住民にとっては、影響が回避・減少したとは決して言うことができない。

また、事業者見解は、『本準備書では、第2章に記載した通り風力発電機の配置検討にあたり現地調査結果及び想定される環境影響を踏まえて配置計画及び方法書段階で設定した対象事業実施区域の見直しを行い、計画段階での騒音及び超低周波音に係る環境影響の回避・低減を図っています。』と記している(253頁)。

しかし、『配置計画や区域の見直し』に関する環境保全措置(951~954頁)を見ると、勇知風力発電事業における44基の風車が居住宅や市街地などとほとんど2km以内の近距離にあるという根本的な問題に触れられないまま、5基をほんのわずか隔離したに過ぎず、影響の回避・低減を図ったとは決して言うことができない。例えば、抜海市街地に近接する風車YT01は、『配置計画素案(30頁)に関して事前予測に基づく見直しを実施した』結果、自然植生から遠ざけることを理由にして、旧YT01から東方向に約300m移動している。しかし、抜海市街地から少し遠ざかる結果になったが、逆に、JR沿線の2軒の居住宅に約300~350mの近距離に近づいており、『隔離距離を確保した』と明言できる内容ではない。

とりわけ勇知風力発電事業は、他の6事業と比較して、2km範囲内に限っても騒音・超低周波音と風車の影の影響が懸念される居住宅が圧倒的に多いことが、既に記述してきた内容から明らかである。その上で、勇知の準備書の内容を分析すると、以下の重大な事実が大きな問題として明らかになった。超低周波音・低周波音(1Hz~200Hz)の1/3オクターブバンドレベルの周波数特性表(516頁、表10.1.1.4-5(2))に基づいて平坦特性によるパワーレベル値を見積り計算した結果、約153dBと言う驚くべき値が算出された。この値は、現在、北海道環境影響評価審議会において、本事業と同時進行で審議されている「(仮称)石狩湾新港洋上風力発電事業準備書」で見積り計算される約157dBに匹敵する大きな値であり、ともに国内の陸上に設置された風力発電施設では他に例を見ない最大級の値である。準備書515頁の計算式で計算された、5ヶ所の予測地点Y-E1~Y-E5に対応する低周波

音圧レベルの予測値（520~524 頁）は、1Hz の音圧レベル（1/3 オクターブバンド）はいずれも、すでに 90dB 前後に達している（図 10.1.1.4-4(1)~(5)）。

私たちは、勇知方法書に対して、風車から 3~4km の範囲を考慮すべきであると意見を述べてきたが、前段落の内容は、その懸念をはるかに超えるレベルに達している。ちなみに、勇知事業では、直近の風車から 10km 離隔された地点でも、地形や気象の影響もあるが、1 基で 65dB、数基であれば 70dB を超えると算出され、国内における健康被害地の実態と合致する。したがって、この事業が健康被害を引き起こす危険性は極めて高いと判断される。しかし、事業者は G 特性音圧レベルによる評価に固執し、上記の方法を無視しており、健康被害を事前に回避しようとならない事業者の姿勢は到底許されることではない。

この重大な問題点は、他の 6 事業に共通する問題である。したがって、事業者は、7 事業すべてにわたって、既に各論 1 に示した私たちの第一の意見に基づいて、騒音・超低周波音の影響を予測、評価しなおさなければならない。ここに改めて、そのことを強調する。

#### 各論 6. 騒音及び超低周波音などや風車の影の累積的影響の調査、予測及び評価について

騒音及び超低周波音、そして風車の影に関する累積的影響について、私たちは、方法書に対する総論として、『総論 2. 各方法書は、事業ごとの個別な環境影響評価に終始している。しかし、とりわけ複数の風力発電事業に囲まれた地域では累積的・複合的な環境影響について総合的かつ慎重な環境影響評価が必要である』と題して、以下の内容を述べた。

すなわち、『「道北北西部風力発電事業」と「道北中央風力発電事業」は、稚内市から豊富町・幌延町までの広大な地域を対象として 2014 年 6 月にそれぞれの配慮書が公表された。今回（2014 年 11 月）、そこから絞り込まれた前者の「勇知風力」、後者の「芦川・豊富山風力」「川西・川南風力」および「増幌風力」の合計 6 事業に関する 4 つの方法書が公表された。しかし、これらの方法書では、事業ごとの個別の環境影響評価を行っており、6 事業ならびに別の事業計画や既存発電所との累積的・複合的な環境影響については、具体的な調査、予測、評価の方法がほとんど触れられていない。「道北中央風力発電事業の計画段階配慮書」では、1 事業当たりの発電所出力が最大 150,000kW、風力発電機（以下では風車と呼ぶ）1 基が 2,000a~3,200kW と記されていた。風車の基数は、配慮書に記されていないが、上記の記述内容から 47~75 基と換算された。上記の配慮書に続く 3 つの方法書に示された 5 事業の発電所出力と風車の基数（芦川・豊富山方法書 3 頁、川西・川南方法書 3 頁、増幌方法書 3 頁）を合計すると、発電所の出力約 210,000~470,000kW、風車の基数 105~185 基に達する。その内訳は、芦川：約 60,000~130,000kW；30~50 基程度；約 1,029.2ha、豊富山：20,000~50,000kW；10~20 基程度；約 1,511.0ha、川西：約 60,000~130,000kW；30~50 基程度；約 1,502.6ha、川南：約 30,000~80,000kW；15~30 基程度；約 917.9ha、増幌：40,000~80,000kW；20~35 基程度；約 1,525.85ha である。以上の事業予定地の中で、住宅がある地域として、芦川風力と豊富山風力に挟まれた豊富町福永地区、芦川風力と川南風力に挟まれた豊端・幌加・目梨別地区、芦川風力と川西風力に挟まれた修徳・開源地区、増幌風力と別事業者による天北風力に挟まれた上増幌・中増幌地区、芦川風力と勇知風力に挟まれた上勇知・兜沼地区などが挙げられる。これらの地域はまた、サロベツ原野に流れる福永川流域、サロベツ川流域、宗谷湾に流れる増幌川流域にあたり、これらの流域が住宅・農業域となっている。以上の地域では、両側の尾根筋に大規模な風力発電所が建設さ

れるので、騒音や低周波音・超低周波音などの影響が複合して深刻な健康被害が生じる危険性があり、また、河川を通じた土砂流出などのサロベツ原野への累積的・複合的な影響が懸念される。さらに、鳥類については、各論で述べるが、道北地方全体の鳥類に関する累積的・複合的な環境影響評価が必要である。したがって、総体として極めて大規模な計画において、自然環境と生活環境に対する累積的・複合的な影響についての環境影響評価が必要である。各方法書では、これらの自然環境と生活環境に対する累積的複合的な環境影響の回避・低減について、必ず、具体的かつ詳細な調査・予測・評価の方法と保全対策について明記すべきである。』であった。

これに対する事業者見解は、私たちの意見の表現を多少変えて、『各方法書は、事業ごとの個別な環境影響評価に終始しているが、とりわけ複数の風力発電事業に囲まれた地域では累積的・複合的な環境影響について総合的かつ慎重な環境影響評価が必要である。自然環境と生活環境に対する累積的複合的な環境影響の回避・低減について、具体的かつ詳細な調査・予測・評価の方法と保全対策について明記すべきである。』と引用し、とくに『必ず』を省略して、以下の見解を示している（芦川 271~272 頁、豊富山 260 頁、川西 299 頁、川南 283 頁、増幌 281 頁）。すなわち『本事業では、計画地周辺における既設や計画中の風力発電施設に関しても、累積的な影響を踏まえて予測・評価を行いました。本事業における累積的な影響に配慮すべき項目としては、大気質、騒音、超低周波音、振動、風車の影、水の濁り、動物（鳥類）、生態系、景観、人と自然の触れあいの活動の場を選定しており、それらの中からその必要性を検討し、累積的影響の予測・評価を行いました。例えば、鳥類については渡りに対する周辺事業を含めた累積的な影響を検討するため、春、秋の渡りの時期において、当社が計画する周辺事業の対象事業実施区域を含む広域的な一斉調査を行いました。また、予測・評価にあたっては、専門家の助言を踏まえて、飛翔軌跡図や移動経路の模式図を作成し、施設の稼働に伴う渡り鳥への累積的影響の予測及び評価を行いました。また、騒音・超低周波音については、既設風力発電所や計画中の他事業から発生する施設の稼働や工事用資材等の搬出入に係る騒音・超低周波音について、各事業の位置や車両ルートを踏まえて個別に必要性を検討した上で累積的影響の評価を行いました。』であった。

しかし、騒音・超低周波音に限った累積的影響の調査・予測・評価を見ると、累積的影響の調査・予測・評価は極めて不十分であり、信頼できるものではない。例えば、豊富山風力発電事業においては、騒音の累積的影響として、建設機械の稼働に関する予測地点として豊富山と芦川の 2 事業予定地に挟まれた 3 ヶ所、施設の稼働に関する予測地点として 4 ヶ所が挙げられ、累積的影響が評価されている（豊富山 468~483 頁）。また、超低周波音の予測地点として 4 ヶ所が挙げられている（豊富山 499~509 頁）。しかし、これらの予測地点は、ともに市街地として重視される豊富温泉と豊富市街地には設けられていない点で問題である。上記と同様に、予測地点が少なく、あるいは市街地や多数の居住宅を主体にして評価しない問題は、他の 6 事業、増幌（騒音 508~516 頁と超低周波音 534~545 頁）・樺岡（騒音 482~504 頁と超低周波音 531~547 頁）・川西（騒音 553~581 頁と超低周波音 612~634 頁）・川南（騒音 517~544 頁と超低周波音 568~589 頁）・芦川（騒音 524~550 頁と超低周波音 577~599 頁）・勇知（騒音 493~503 頁と超低周波音 526~537 頁）にも認められる。

重要な論点の一つは、2事業で風車群が建設される2つの稜線に挟まれ、いずれかから3~4kmの範囲内にある居住宅と、とくに配慮すべき施設、そして市街地を主体にして、風車群の累積的影響が予測・評価されていないことである。方法書段階で指摘したように風車群から3~4kmの範囲にある上記施設がどこにどれだけあるか、準備書段階でもいまだに不明確のままにあるので、それらを明示した上で、住民が生活する居住宅や施設を主体にした予測・評価がなされなければならない。予測地点にされない市街地や居住宅の住民にとって、累積的影響による健康被害がどのように回避されるかが大問題であるので、そのような調査、予測が必要である。

もう一つの重要な論点は、騒音及び超低周波音の累積的影響に関して、それぞれ計算式に基づいた合成値によって累積的影響が極めて少ない値が示されているが、その論拠の説明がまったく不十分である。例えば、豊富山と芦川の2事業に挟まれた予測地点 T-E1 に関して見ると、建設機械の稼働による騒音レベルの予測結果（豊富山 471 頁）では豊富山 39dB、芦川 34dB に対して累積的影響とみなされる合成値は 40dB に過ぎないこと、風力発電機から発生する騒音の寄与値（豊富山 478 頁）が豊富山 38dB、芦川 34dB に対して全事業の合成値は 39dB に過ぎないこと、さらに風力発電機から発生する G 特性音圧レベルの寄与値（豊富山 503 頁）において、豊富山 68dB、芦川 65dB に対して全事業の合成値は 71dB に過ぎないことである。

以上の予測結果は、一般常識、すなわち健康被害をもたらす相乗効果的な悪影響が危惧される観点から、納得できることではない。どこまでも、そこに住む人々の生活環境を守る観点から、住民が住む生活環境を主体として悪影響がないことを具体的に詳細に説明しなければならない。その点が全事業を通じて極めて不足である。

## 各論 7. 環境保全措置と事後調査、そして事後対策について

準備書段階に認められる環境保全措置と事後調査は、騒音・超低周波音・風車の影に関して以下の大きな問題点がある。

第一に、環境保全措置として、風力発電機の配置計画変更が記されている（樺岡 949~950 頁：4 基、川西 1073~1074 頁：1 基、川南 979~980 頁：2 基、芦川 1002~1006 頁：5 基、勇知 950~954 頁：5 基）。そして増幌（933~936 頁）と豊富山（894~898 頁）では、方法書段階までの計画において居住宅等から離隔しているため配置計画の見直しを行わない旨を記している。その上で、風車の影に関して『配置計画の見直しを行い、素案の配置からさらに居住宅との離隔を確保した。』と記している（増幌 938 頁、樺岡 953 頁、川西 1077 頁、川南 983 頁、芦川 1009 頁、豊富山 901 頁、勇知 957 頁）。また、施設の稼働による騒音及び低周波音に関しては、配置計画の見直しと適切な点検・整備等の実施によって『施設の稼働による影響は小さくなる。』、ならびに『騒音及び低周波音を低減することにより、効果が確実である。』と記している（増幌 945 頁、樺岡 959 頁、川西 1083 頁、川南 989 頁、芦川 1015 頁、豊富山 907 頁、勇知 963 頁）。さらに風車の影については、配置計画の見直しにより『施設の稼働による影響は小さくなる。』ならびに『騒音及び低周波音を低減することにより、効果が確実である。』と断定している（増幌 948 頁、樺岡 962 頁、川西 1086 頁、川南 992 頁、芦川 1018 頁、豊富山 910 頁、勇知 966 頁）。

しかし、上記の環境保全措置における配置計画の見直しは、変更しない2事業を含んで

離隔距離を2km範囲内の微修正に終わっており、風力発電機からの離隔距離が少し大きくなり悪影響が少し低減するとしても、前項・各論4で指摘したように、2km範囲内の居住宅が多数認められる事実からは、悪影響を回避できるものではない。さらに、風車の大型化とウィンドファーム化が顕著で、2事業以上に挟まれた累積的影響の危険性が高いこの大規模な計画では、計画段階での環境保全措置は上記のような微修正で済むことではない。配置計画の見直しは、繰り返すが、3~4kmの調査範囲を設けて居住宅の戸数を明記し、それぞれの居住宅を主体とした影響評価に基づかなければならない。

第二に、事後調査は、騒音・超低周波音・風車の影の健康被害を引き起こす原因については『実施しない』と記されている（増幌 966 頁、樺岡 981 頁、川西 1105 頁、川南 1008 頁と 1011 頁、芦川 1047 頁、豊富山 929 頁、勇知 985 頁）。実施しない理由として、騒音について『予測の手法は、音の伝搬理論式による騒音レベルの予測であり、予測の不確実性は小さいと考えられる。また、配置計画の見直しを行い、可能な限り居住宅との離隔を確保する事、風力発電機の適切な点検・整備を実施し性能維持に努めること等効果的で実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。』、超低周波音については『予測の手法は、音の伝搬理論式によるG直性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベルの予測であり、予測の不確実性は小さいと考えられる。また、配置計画の見直しを行い、可能な限り居住宅との離隔を確保する事、風力発電機の適切な点検・整備を実施し性能維持に努めること等の効果的で実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。』、さらに風車の影については『配置計画の見直しを行い、可能な限り居住宅との離隔を確保する事等の効果的で実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。』と記されている。

しかし、事後調査に関して『予測の不確実性は小さい』という事業者の考えは、「事前の予測が正しいから事後に問題が生じない、だから事後調査は実施しない」という主旨になる。しかし、道北一帯に展開される7事業に及ぶ大規模計画では、とくに2つ以上の稜線・2事業以上の風車群に囲まれた居住宅が多数挙げられ、とりわけ累積的影響が懸念される。このような事例は国内に今まで認められていないので、事業者は『予測の不確実性は小さい』とする科学的根拠を明確に示す必要がある。しかし、準備書の記述内容には、その科学的根拠・論拠は示されていない。したがって、予防原則に従って悪影響を回避する姿勢が最も重要な環境影響評価書では、事後調査とそれに基づく事後対策を明記しなければならない。

#### 各論8. 調査、予測及び評価結果に基づく事後対策について

各準備書に示された騒音及び超低周波音に関する調査、予測及び評価結果（増幌 971~973 頁、樺岡 986~988 頁、川西 1110~1112 頁、川南 1016~1018 頁、芦川 1042~1044 頁、豊富山 934~936 頁、勇知 990~992 頁）において、騒音と超低周波音それぞれの文章を騒音/超低周波音として統合して示すと、『なお、施設の稼働後には、風力発電機からの騒音/超低周波音の状況を把握するために環境監視を実施し、その結果により必要に応じて、専門家等の助言を踏まえて事業者の実行可能な範囲で追加的な環境保全措置を実施する。また、騒音/超低周波音に関しては影響の程度に関わらず受音者の感じ方が異なることも想定されることから、施設の稼働後に地元住民から騒音/超低周波音に関する問い合わせがあった場合に

は、速やかに当該住民からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を図る。』のように、7事業を通じてほとんど同じ内容が記されている。

上記の「なお書き」は、今まで読んできた北海道の環境影響評価書では、最も酷い極めて不遜な表現に終始している。まず、騒音及び超低周波音による影響に関して、事業者が施設稼働後に対策が必要になる場合を想定していることが挙げられ、そのように想定するのであれば、どの受音者・住民にも何ら影響が生じないように、事前にそれらの影響回避策を講じるべきである。

また、地元が地域を挙げて「推進」を掲げる過疎地の中で、個人差が生じる健康被害者個人が速やかに事業者にお問い合わせることができにくい表現をしている。これは、ある意味では、健康被害者になる可能性のある住民に対して「文句を言うな」と先に恫喝しておく表現と判断する。この姿勢は、騒音・超低周波音に関して事後調査を行わないことを考え合わせると、真に無責任きわまりない。そのため、事業者は必ず科学的な事後調査を行い、事後対策も具体的に明記し、総論に記したように「事業者が全責任を取る」と住民に対して事前に責任の所在を明記しなければならない。

他方、各準備書における風車の影に関する調査、予測及び評価結果は、増幌（977頁）、樺岡（991頁）および勇知（995頁）では、『なお、風車の影に関しては影響の程度に関わらず受手側の感じ方が異なることも想定されることから、施設の稼働後に地元住民から風車の影に関する問い合わせがあった場合には、速やかに当該住民からヒアリングを行い、状況に応じて対策を図る。』と同じ内容が記されている。

しかし、騒音及び超低周波音の場合とまったく同様に、無責任かつ恫喝的な姿勢が顕著である。したがって、事業者は風車の影についても必ず科学的な事後調査を行い、事後対策を明記し、総論に記したように「事業者が全責任を取る」と責任の所在を明記しなければならない。

また、川西（1115頁）、川南（1021頁）および芦川（1047頁）では、『なお、配置検討段階の環境保全措置として、環境影響を踏まえた配置計画の見直しを行い、素案の配置からさらに居住宅からの距離を確保したものである。これらのことから、事業の実施に伴う風車の影の環境影響は、当該事業のみ及び累積的影響ともに事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。』と記され、豊富山（939頁）では『風車の影が年間30時間以上かかる可能性がある範囲及び1日30分を超える可能性がある範囲には居住宅存在しない。これらのことから、事業の実施に伴う風車の影の環境影響は、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。』と記されている。

しかし、シャドーフリッカーの指針に合致するとして豊富山を除いて問題点を指摘すると、増幌以上に影響を被る居住宅が多い川西と川南、樺岡以上に影響を被る居住宅が多い芦川において、何故、増幌・樺岡・勇知と同じ結論を示さなかったのか、論理的に大きな矛盾が認められる。示されたデータを見る限り、川西・川南・芦川については、増幌・樺岡・勇知と同じ結論にしなければならない。

準備書では、川南（1021頁）については「年間30時間以上でも、1日30分以上にならない」旨を述べ、川西（1115頁）と芦川（1047頁）では「窓がない、牛舎や植栽によって遮られるから室内に風車の影が入らず風車の影が視認されにくい」旨が書かれている。これらは、風力発電施設を建設しようとする立場からの都合の良い論理であり、農作業など

屋外での影響を無視している点で非常に大きな問題となる。

準備書での重要な論点は、地元の住民に対する悪影響がないように調査、予測及び評価がなされたのか、に尽きる。しかし、以上の7事業は、道内各地の風力発電施設と比較して、余りにも多数の風車群が住民の生活圏を取り囲むように建設される特性を持っているため、それらの環境影響評価は最大限に極めて慎重に行われなければならない。ところが、準備書に示された調査、予測及び評価には極めて不誠実な内容が記されており、このまま事業が進行するならば、施設建設後に多数の健康被害者が生じる危険性が高い。本来、準備書は、このような大きな危惧に対して種々の影響を事前に回避する方策を科学的根拠に基づいて具体的に示すべきであるが、事業者が示した今回の各準備書にはそのような姿勢と具体策がまったく欠如している。したがって、住民生活を無視して極めて不備な準備書を提出した7事業は、改めて配慮書・方法書段階から環境影響評価をやりなおすべきであり、それができないのであれば事業計画を撤回すべきである。